

京都府交通対策協議会
規 約

(趣 旨)

第1条 京都府における道路交通の安全と円滑とを確保するための当面の諸問題について、関係の行政機関及び民間団体の連絡調整を密接にし、総合的交通対策を検討協議して最も効果的に推進するため、京都府交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設ける。

(委 員)

第2条 協議会は、次の委員からなる。

国土交通省近畿運輸局長

国土交通省近畿地方整備局長

京都府知事

京都府議会議長

京都府教育委員会教育長

京都府公安委員会委員長

京都府警察本部長

京都市長

京都市議会議長

京都府市長会会長

京都府町村会長

京都府商工会議所連合会会长

京都府交通安全協会会长

京都新聞社社長

学識経験者の中から会長が任命する者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、京都府知事の職にある者とし、会務を総理する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する者とし、会長を補佐する。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(専門委員及び部会)

第4条 協議会に専門委員からなる部会を置く。

部会の構成は、別表のとおりとし、議題に關係のある専門委員が出席するものとする。

必要があるときは、協議会に専門委員の出席を求めることができる。

(臨時委員)

第5条 必要があるときは、学識経験者を協議会又は部会の臨時委員に委嘱することができる。

(協力機関)

第6条 会長は、協議会の事業趣旨に賛同し、事業に協力をを行う団体を協力機関とすることができる。

2 協力機関については、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を京都府安心・安全まちづくり推進課に置く。

(会計)

第8条 協議会の会計については、京都府会計規則に準じて適正に執行しなければならない。

2 会計について、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(補 足)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和 37 年 2 月 24 日から実施する。
- 2 協議会は、従前の京都地方道路連絡協議会及び京都府踏切事故防止対策協議会を吸収するものとする。

附 則

この規約は、平成 2 年 1 月 24 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 2 年 8 月 6 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 3 年 12 月 10 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 4 年 9 月 28 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 6 年 1 月 13 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 7 年 6 月 30 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 12 年 2 月 16 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 19 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 21 年 12 月 25 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 22 年 12 月 24 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 23 年 12 月 22 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 24 年 12 月 17 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 25 年 12 月 18 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 26 年 12 月 22 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 27 年 12 月 21 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 28 年 12 月 19 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 29 年 12 月 25 日から実施する。

附 則

この規約は、平成 30 年 11 月 19 日から実施する。

附 則

この規約は、令和元年 11 月 20 日から実施する。

附 則

この規約は、令和 2 年 11 月 20 日から実施する。

附 則

この規約は、令和 7 年 12 月 2 日から実施する。